

○子ども医療費の助成に関する条例

平成8年12月27日

条例第20号

改正 平成13年3月28日条例第58号

平成17年3月25日条例第19号

平成18年3月31日条例第20号

平成18年12月25日条例第23号

平成22年6月30日条例第3号

平成24年3月26日条例第19号

平成25年3月29日条例第17号

平成25年12月20日条例第9号

平成29年3月23日条例第16号

平成30年3月23日条例第18号

令和2年3月23日条例第32号

令和2年9月30日条例第9号

令和5年3月24日条例第37号

勝山市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年勝山市条例第25号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権者(親権者がいないときは後見人、親権者及び後見人がともにないときは現に子どもを監督保護している者)であって、子どもの生計を維持している者をいう。

3 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

4 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する次の給付及び支給をいう。

- (1) 療養の給付
- (2) 入院時食事療養費
- (3) 保険外併用療養費
- (4) 療養費
- (5) 訪問看護療養費
- (6) 家族療養費
- (7) 家族訪問看護療養費

- 5 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又はこれらの者の被扶養者(社会保険各法の規定により継続給付を受けている者を含む。以下これらを「被保険者等」という。)が負担すべき金額をいう。
- 6 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。
- 7 この条例において「協力医療機関」とは、子どもに対する医療を行った場合、当該医療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力をする医療機関をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、当市に住所を有する子どもで、かつ、被保険者等であるものとする。ただし、ドメスティックバイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)被害者で住民票が異動できない場合は、事実上の住所により助成対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担されている者

(2) 勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)により医療費の助成を受けることができる者

(3) 勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第19号)により医療費の助成を受けることができる者

(助成を受ける者)

第4条 助成を受ける者は、助成対象者の保護者又は婚姻により成年に達したものとみなされる子ども(以下「受給資格者」という。)であって、被保険者等であるものとする。

(受給者証の交付申請)

第5条 受給資格者が助成を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会から当該助成を受ける資格がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)の交付申請を教育委員会におこなわなければならない。

2 教育委員会は、前項の受給者証の交付申請があったときは、その資格を審査し、資格を有すると認めたときは、当該申請を行った受給資格者に対し、受給者証を交付する。

(助成金の支給)

第6条 市長は、助成対象者に係る保険給付が行われた場合には、その負担すべき一部負担金の額(次項に定める場合を除く。)を助成金として、第5条第2項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)に支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)を控除した額とする。

2 市長は、助成対象者に係る医療の給付に要した費用を勝山市に納付しなければならない場合で、教育委員会規則で定めるときは、前項の支給されるべき助成金の額をもって相殺をすることができる。

3 市長は、協力医療機関の情報に基づき国保連又は支払基金から請求があった場合には、第1項に規定する助成金を受給者に代わり当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し助成があったものとみなす。

(助成の申請)

第7条 前条の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において医療を受けた場合の助成は、国保連又は支払基金から市長に当該医療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報の報告があったときに申請があったものとみなす。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な行為により、子ども医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第6条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(助成の制限)

第9条 市長は、助成対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度においては支給をせず、又は既に支給した金額を返還させることができる。

(時効)

第10条 助成を受ける権利は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 医療機関からの一部負担金の請求が遅延したとき。当該請求のあった日の翌日

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、受給者が第7条の申請をすることができなかつたとき、又は国保連若しくは支払基金から同条ただし書の報告がされなかつたとき。当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(助成の適用)

2 この条例の規定による医療費の助成は、施行日以後に医療機関において受ける医療について適用し、施行日前に医療機関において受けた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月28日条例第58号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第19号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成22年6月30日条例第3号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(子ども医療費の助成に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る子ども医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 2 勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「医療費の給付を受ける場合」の次に「の助成金の額」を加える。

(勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 3 勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「医療費の給付を受ける場合」の次に「の助成金の額」を加える。

附 則(平成25年12月20日条例第9号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(子ども医療費の助成に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る子ども医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月23日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月23日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月30日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行前に、改正前の勝山市子ども医療費の助成に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、改正後の子ども医療費の助成に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 削除